

## 第4回 東京都北区地域保健福祉計画策定委員会 議事録

日 時：平成29年11月2日（木）午前10時00分～午後12時2分

場 所：北区役所第一本庁舎4階 第一委員会室

### <次第>

- 1 開 会
- 2 北区地域保健福祉計画 素案について
  - (1) 第1章～第2章
  - (2) 第3章
  - (3) 第4章
  - (4) 第5章～資料編
- 3 計画策定スケジュールについて
- 4 閉 会

### <出席者>

#### ・策定委員会委員

川村匡由委員長	八木裕子副委員長	浅野正樹委員	齋藤邦彦委員
渋谷伸子委員	小宮榮次委員	加藤和宣委員	澁谷秀子委員
遠藤陽可委員	森 孝時委員	伊与部輝雄委員	浅川謙治委員
都築寿満委員	石原美千代委員	田草川昭夫委員	栗原敏明委員

#### ・事務局

伊藤元司防災課長	鈴木啓一地域のきずなづくり担当副参事
菊池誠樹健康福祉課長	飯窪英一健康推進課長
田名邊要策北部地域保護担当課長	岩田直子高齢福祉課長
酒井史子介護予防・日常生活支援担当課長	田中英行障害福祉課長
関谷幸子介護保険課長	清田初枝健康福祉部参事（生活衛生課長事務取扱）
寺田雅夫都市計画課長	古平聡生涯学習・学校地域連携課長
銭場多喜子ども未来課長	江田譲子どもの未来応援担当副参事
澤田恭子北区社会福祉協議会事務局次長	

### <会議概要>

- 1 開 会（省略）
- 2 北区地域保健福祉計画 素案について
  - (1) 第1章～第2章

北区地域保健福祉計画素案の第1章から第2章について、健康福祉課長が説明を行い、以下の意見及び質問があった。

○委員長

10ページの将来人口推計については、私が入れたほうがいいと事務局に伝えた部分である。この辺りのご意見をいただきたい。

○委員

人口推計について、国の推計では減少が見込まれているが、北区の人口が増えていくという推計は正しいのか。

○委員長

重要な指摘である。事務局、どうですか。

○事務局（健康福祉課長）

断言はできないが、北区の状況として、ここ数年ファミリー世帯向けのマンション等がかなりたくさんできており、ファミリー世帯、つまり生産年齢人口も含めて転入における人口増があると思う。そういった北区のここ数年の現状を踏まえて、こういう推計になっている状況である。

○委員

若干補足する。今、健康福祉課長が申し上げたとおり、現在の開発行為から見ると、当面10年間の推計ではこの程度の増は見込まれるだろうということ。ただ一方で、委員がおっしゃったとおり、社人研の推計というのは、かなり精度が高いところで、100年後には5,000万人くらいになるというような状況であり、これに関しては我々北区だけでは、この傾向を変えることは難しいと思っている。従って、当面のこの現在の地域保健福祉計画の10年の中ではこういう対応になっていくが、国全体の構成になると、高齢者の比率が高くなってくるので、今回の計画にて、高齢者に重点を置いた施策は当然重視する。一方で、今後計画を見直すときには、人口増の傾向については、見直していく必要があるかもしれない。決して区としては、このまま北区の人口が増え続けていくだろうという認識はない。

○委員

区民として、住宅など大分ふえている気がしている。統計的なものではなく感覚的なものとしては、新しい世帯もふえているので、人口がふえているような気がしている。それを考えたときに、例えば北区役所の移転の話であったりとか、私はエリアとして赤羽のあたりに住んでいるもので、ちょうど赤羽駅の区民事務所が小さいところから大きい場所へ移ったりとか、いろいろなことをしているし、ちょうどきょうもここに来る途中で親水公園のところの橋の工事とか、いろいろやっていたと思うが、福祉計画を推進していく上で、インフラ面での整備に関して心配している。

○委員長

向こう10年の北区の将来人口推計について、記述はもちろん間違いではないが、一般

的な推計等を見れば、向こう10年徐々に徐々に人口が減っていかざるを得ない。すると空き家も出てくるだろうし、財源の確保もだんだん難しくなってくるのではないかと思う。だから、向こう10年だけではなくて、2050年、60年の高齢化のピークを踏まえて、一般的には東京都などの推計、あるいは東京都の推計、あるいは国立社会保障・人口問題研究所の推計では人口は減っていくと。しかし、向こう10年では北区の場合はその人口減少にならないように、こういう目標を立てていくんだというふうな説明をもう少しここで具体的に書くと良い事務局はもう少し精査し、一般的な推計、人口動態の推計と、それからそれに対する北区の目標なり意気込みを書いてもらえば良い。

#### ○委員

2ページ目に、この計画の位置づけと性格というのがあり、根拠となる社会福祉法が示されている。平成30年4月1日施行の社会福祉法と書かれているが、107条1項の5号が新設されているのと、2項、3項が抜けており、記載したほうがよいのではないか。

#### ○事務局（健康福祉課長）

確認し、もし抜けているようであれば、追加したい。

#### ○委員長

3ページについて、北区の場合は地域福祉計画を踏まえながらも、なおこの保健のほうにより力を入れているということで、地域保健福祉計画になっているので、そこの理由づけをきちんと描いたほうがいいのではないかということで、3行、4行目になお書きを追加してもらった。別の行に変えておいたほうが、より北区の心意気というのがわかるので、別行にしたほうがいい

#### ○委員

1章の23ページ、保健福祉を取り巻く国や都の動向のところ、23ページの丸の二つ目に、先ほど説明のあった厚生労働省の新しい「我が事・丸ごと」という考え方が説明されているくだりがあるが、これである程度の概要はわかるが、全くこれに関する報道がされていないため、委員の皆さんにも、厚生労働省のこういった考え方が資料や何かで体系的に理解できるようなものが必要なのではないかと思う。厚生労働省の「我が事・丸ごと」の資料を委員に提供してもらったほうがいいのではないか。

#### ○委員長

私見だが、本当に国というのは自治体以上に、アドバルーンを揚げたものの、それを具体的にどうするのというのが、なかなか出てこない。しかし、ある程度ホームページにてデータあるいは図式化されている。ホームページで見られる。

#### ○事務局（健康福祉課長）

23ページの二つ目の○は、平成29年2月に発表された厚労省の議論を紹介しているが、その後9月に全国担当者会議での会議資料も発表されて、厚労省のホームページ等に

も紹介されている。ただ、こちらについてはまだ未定稿の部分もあるので、皆様方にご紹介するに当たって、紙でお送りするか、またそのホームページ等の見られる場所等を紹介するか、委員長と後ほどご相談させていただいて、今委員のご指摘のあったような形で、皆さんの理解が深まるようにしていきたい。

#### ○委員

社会福祉協議会の会長会や事務局長会でも、いろいろ資料提供が厚生労働省等からされており、地域福祉計画の策定のガイドライン、これも改定のポイントは未定稿だというふうに思っている。

今回、これを改定していくのに、この未定稿の部分がある程度ベースにしないと、これが未定稿ではなくなったときに、もう一回つくり直さなければいけなくなるというふうに言われているが、ある程度この未定稿のガイドラインを踏まえた改定をされているという理解でよいか。

#### ○事務局（健康福祉課長）

当然、この資料は我々事務局も見ているし、またこれに基づいた東京都の説明会等にも事務局が参加しているので、当然国や都のそういった流れを踏まえて、この改定作業を現在進めているところである。

#### ○委員長

資料2に今後のスケジュールということで、来年の2月、第5回目最後の策定委員会があるので、そこまでぎりぎりに国の動向、都の動向を踏まえて、未定稿が予定稿になり、完全原稿ということで、言及するところは言及するというので、もう少しお時間をいただきたいということによいか。

#### ○委員

19ページと20ページの区民の方の意識調査というところで、結局高齢者の方と障害者の方への重点施策で、一番どちらのケースも多いのが、就労の場とか機会の拡大であり、半数以上の方たちが言われているが、具体的に取り込む予定はあるか。

#### ○事務局（健康福祉課長）

高齢者の就労の場の拡大というものは、北区においても重要な課題だというふうに認識している。まだ一部ではあるが、そういった区民からの要望等を受けて、事業等も少しずつ構築されている部分もある。しかしながらまだ具体的にこれとこれということが、なかなかあわせない部分もあるので、後ほど説明する事業内容のところに掲載している部分もあるが、高齢者の就労については、もう少し全体的な記述、ボリュームが必要かなと思っている。記載の方法については、また委員長、副委員長と相談をさせていただいて、高齢者の就労について、少しボリュームアップをしていきたい。

#### ○委員

地域保健福祉計画に関しては、健康福祉課長の説明どおりであるが、同時に改定している、高齢者保健福祉計画と障害福祉計画の中で、それぞれ具体的に記載している内容を説明してほしい。

○事務局（高齢福祉課長）

高齢者保健福祉計画のほうで、高齢者の就労についても、基本的な柱立ての中で書き込む予定としているので、そこで具体的な施策、基本目標の中の施策の方向ということで、高齢者の就労、就業支援ということの一つ項目として出しているの、そこで書き込んでいきたい。

○事務局（障害福祉課長）

障害者の就労の拡大についても、この地域保健福祉計画の34ページ（9）の「障害者に関すること」にあるように、重点課題として受けとめている。今回の障害福祉計画の改定についても、国において障害者総合支援法の改正があり、その中で職場定着支援という事業が創設された。それを受けて、今後の障害者の就労の、特に職場定着支援の事業量の見込みを、重点的に盛り込んでいきたい。

○委員

資料の23ページの国や都の動向の○3番目に、地域包括ケアシステムの拡大について書かれたところで、下から3行のところに、32年度まで目標として、入院後3カ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率、長期在院者数の減少の目標を定めるというふうにあるが、北区の場合は在宅に向けて、31ページ○4番目、介護と医療の連携強化で、在宅療養をやはり目指すというふうに書いてあるが、実際のところ、入院の継続必要な方が大勢いらっしゃる、それでも国の政策で返されてしまうという方、すごく困っている方がたくさんいらっしゃる。高齢者がふえて老老介護になる時代、やはり在宅医療、在宅療養と言われてもできない方は多いので、その辺はちょっと国の意向とはちょっと違うけど、病院のほうで少し見ていただけるようなシステムが北区にあれば、より高齢者の方が安心して暮らせるのではないかな。

○事務局（高齢福祉課長）

先ほどの23ページの目標というのは、障害者の計画の中で、精神の方を中心とした退院支援の話かなというふうに認識している。そして、高齢者については、やはり介護と医療の連携というところで、必要な方は入院をしていただく。そして、治療が必要なくなった場合、無駄に入院を続けるのではなく、その先、それぞれの方に合った在宅療養生活というふうなものがあると考えているので、完全に自宅に戻るのか、またそれ以外の老人ホームであったり、施設であったり、そこを利用していくのかということその方の選択を考慮しながら進めていくというのが、今後の在宅療養の考え方かと思っている。

○委員長

18ページから21ページに掲載されている区民の意識について、感じることもある。

地域保健福祉計画、地域福祉計画というのは、それぞれの対象者ごとのサービス、あるいはニーズを踏まえたサービスの提供だけではなくて、連携させる、横串を入れてかつ、地域を組織化するというところまで本当は持っていききたい。そこが弱い。地域の組織化を考えると、北区内の地域別の区民の皆様のニーズも欲しい。つまり、クロス集計した区民の意識調査とか、地域活動への参加状況とかのデータが欲しい。それを入れないと、各計画の寄せ集めで終わってしまう。事務局と相談したい。

それから、32ページの(3)の地域の活動の推進に関すること(地域のきずなに関すること)、ここが12のうちの項目の一つになっているが、この(3)を35ページ(12)の後ろに回したい。個々の対象者別のサービスについて触れていき、最後に、そのためには地域のきずなで区だけではなくて、区民も、社協もみんなを進めていく。これが地域福祉計画である。縦割りのサービス窓口横串を入れて、かつ区民を組織化していくということが大事で、それが地域の福祉力、地域福祉である。

だから、32ページの(3)は生活困窮を3にして、この(3)の部分は35ページに移動して成年後見の後の新しい(12)として、地域の活動の推進に関することということを入れた上で、ここに本当は北区の市街地図を入れてマップを載せると良い。北区には、どこどこの地区にこういう施設がある、こういうサービスをやっていますと。あんしんセンターはここにありますが。さらに、おたがいさまネットワークは全体ではここまでの地域が取り組んでいますと。町会・自治会の登録団体の補助団体については、ここまでやっていますというところまで踏み込んでもらえれば、地域保健福祉計画らしくなる。ここはまた事務局と調整したいと思う。

#### ○事務局(健康福祉課長)

載せ方、見せ方については、また委員長と相談させていただきたいが、あんしんセンターなどの記述、それからマップ等については、現在策定中の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画などにも載せているので、地域保健福祉計画はそれらの計画を包含するような形で作っていることから、そことの整合を図りたいため、ほかの計画の担当と相談したうえで、委員長と相談をさせていただきたい。

#### ○委員長

区民にとって身近で、区民も頑張らなくてはいけないというような内容の計画にしたい。

#### (2) 第3章

北区地域保健福祉計画素案の第3章について、健康福祉課長が説明を行い、以下の意見及び質問があった。

#### ○委員長

この第3章は、先ほどの1章、2章の基本理念、基本目標を踏まえて具体的にどんなような方向で地域保健福祉計画の事業を進めていくかという体系図になる。第4章はそれを受けて具体的な施策の説明ということになる。そこでご意見をまたいただきたいと思う。

40ページ、41ページの体系図について、施策の方向を受けて次の章で具体的な施策

の内容について説明するということになっているわけだが、新旧の事業、重点事業を網掛けするなり、色分けするなりしたほうが良いのではないか。今までの10年計画と今後の10年計画のどこが変わったのか、どの事業を継続するのか、どこを重点的に考えているのか、ここの区民に対しての見せ方は大事である。

#### ○事務局（健康福祉課長）

施策の体系案を二ページにまたがる一覧という形として、事務局としても見やすいように工夫はしたつもりではあるが、素案全体についても、まだ一般区民の目からすると、なかなか文字が多過ぎて読みにくいか、わかりにくいか、とっつきにくいか、そういうご意見もあると思う。そういった意味で、委員長からも事前にもうちょっと写真やイラストを載せたらどうかとか、そういった見やすい工夫のアドバイスはいただいているので、そういったものも含めて、全体的にもう少し一般区民の方が見やすいような工夫はしていきたい。

#### ○委員長

手元に現在の計画を持っている。53ページに見開きで施策の体系が掲載されているが、この現在の施策の体系よりも、今回の計画のほうが随分大きいし、高齢化に対応しているし、いいと思うが、この現在の10年間の施策の体系と、向こう10年のこの計画の体系を比べることも大事だと思う。区民の皆さんが、次の10年はこうなんだと、区もここまで考えているんだという可視化したものが大事である。

そういう意味では、例えば現在の10年計画の施策の体系全体図を見てみると、自主防災組織の運営は地域での取り組みということで、現在の計画ではなされている。それは、取り組みの方向ということでは、地域で安心して暮らせる環境の整備ということで、それから施策の展開では、防災カード、運搬用具の支給、あるいは災害時要援護者防災行動マニュアル、あるいは名簿の作成ということになっているが、今回の新しい計画では、地域防災活動の促進ということで、もっとダイレクトに踏み込んでいる。

それから、同じ(3)の安全で健康な生活環境の確保の⑤では、健康危機管理と、これはまさに新しい区の新規事業というか、重点事業というか、もっとアピールしてもよいと思う。そういう意味で、これらは網掛けにするとか、色をつけるとかということで工夫すると、なお新しい計画だなというふうに、区民の皆さんもご理解いただけるかなと思う。これはまた事務局と調整したいと思うが、皆さんのほうもそういうところでご意見があれば、ぜひ伺いたい。

#### (3) 第4章

北区地域保健福祉計画素案の第4章について、健康福祉課長が説明を行い、以下の意見及び質問があった。

#### ○委員長

膨大な施策の内容になっている。ここの部分だけ絶対確認しておかなくちゃいけないとか、疑問のあるところや、全体的なところも通して、何かありましたらご意見をいただきたい。

○委員

表の表記の方法について、表全体で右側に実施地区と重点事業とあるが、重点事業と実施地区のどちらも白い丸なので、重点事業の表示方法を、例えば黒丸とか、二重丸とか、星印など、違う印をつけたほうが見やすい。

○委員長

私も全く同感で、重点事業は網掛けにするとか、色分けするとかというふうにして、実施地区のところは、実施主体を入れたい。区や社協、あるいは連携での実施、施設、区民など、事前に事務局に実はその辺の注文をしてあるが、いずれにしても重点事業は網掛け、色分けしたほうがいい。担当課のところは実施主体ということで、これは全部区がやるんじゃないですよと、区民の皆さんは誤解があると思う。何でも区がやってくれるんじゃないかと。地域保健福祉計画とは違う。むしろ、区民が主体になってやるというくらいのガッツが大事である。そういう意味で、私は遠藤委員と全く同じであるが、事務局、どうですか。

○事務局（健康福祉課長）

表記の方法については、ページ数の問題もある。ただ、見せ方については、委員からのご指摘があったので、その点も踏まえて直していきたい。

○委員長

担当課ということで、それぞれ区の方で何々課と書いてある。ここの部分をむしろ実施地区と入れかえることになるが、実施主体にして、区のところは括弧して健康福祉課とか、そういうふうに直してもいいと思う。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

54ページの福祉教育について。3年前から社会福祉協議会として、学校と連携して取り組みをさせてもらっているが、あくまでも学校教育の中でやっているのだから、推進担当課が社協ということだけではなくて、教育委員会も記載していただいたほうが誤解がないかと思う。

もう1点、75ページの一番下の市民後見人活動の推進となっていて、これは事業内容のほうの説明書きに、社会貢献型というふうに書かれているんですけども、多分わからなくなってしまうと思う。厚生労働省は市民貢献と言っているが、東京都が社会貢献というふうな言い方をしているので、どちらか表記を統一するか、それでなければ括弧書きか何かで同じものなんだというのがわかるようにしたほうが、区民の方にも理解しやすいかなと思う。



○委員長

事務局、どうですか。

○事務局（健康福祉課長）

それでは、そのように工夫したい。

○委員長

最後に、用語集というか用語の解説があるが、そこを見ればいいよというものではないので、社協の事務局さんが言われたような形で修正いただいたほうがいいと思う。

ほかにいかがですか。

○委員

安全で健康的な生活環境の確保ということで、71ページの地域防災のところだが、先ほどの地域保健の福祉の推進には北区の現状と課題というところで、非常に避難所の件等も出ていたと思うが、福祉避難所という言葉は今東京都内では1,000カ所くらいと聞いている。せっかく災害対策基本法が改正されて、要配慮者についていろいろ言われている中で、名簿づくりと同時に、今後福祉避難所の設置、いわゆる既存のセンターや施設を福祉避難所化していくという形で取り組むということは、特にここに明記する必要はなく、また別のところでの施策という形での理解でよいか。

○委員長

事務局、どうですか。

○事務局（健康福祉課長）

副委員長のご意見のとおり、入れさせていただきたい。

○委員長

福祉避難所だけではなくて、医療救護所なども入れたほうがいいと思う。

ほかにいかがですか。どうぞ。

○委員

8ページの5歳刻みの人口ピラミッド表を見て、改めて高齢者のことがまざまざとわかるような気がする。75ページ一番下の市民後見人活動の推進について、親族後見人も含めた市民貢献活動について、もう少しご説明いただきたい。

○委員長

事務局、どうですか。

○事務局（健康福祉課長）

後見人活動の推進として、川村委員長を中心に社協のほうで後見人の運営推進会議等も

実施されている。そういった会での議論、専門家の皆さんを含めたさまざまな議論を踏まえて、今後また市民後見人の育成ですとか、また被後見人とのマッチング作業、そういったものを含めて進めていきたいというふうに区としては考えている。

○委員長

私も社協で成年後見推進委員会をしている。事務局長に、現状と今後の方向をご説明いただきたい。

○委員

社会貢献型ということでは、資産が余りなくて、それでいわゆる親族ともトラブルもない方を中心に市民後見人に要請された方をご紹介して、それで家庭裁判所の審判を経て、社会貢献型の貢献をしていただいている。ここにある、親族後見人も含めたという意味合いだが、実は親族後見をされている方は、後見人として審判を受けた後、放っておかれている状況がある。いろいろな悩みを抱えている親族後見人の方もいるし、実際に後見活動に支障があるのではないかとという方もいるので、そういった方のご相談に応じたり、あるいは研修の機会をつくったり、それから親族後見人同士が集まって、それぞれの悩みを打ち明けながら、ほかの方の活動を聞いて参考にして、後見活動をよりよいものにしていくという取り組みをしている。

○委員長

細かい話だが、法定後見、任意後見等をにらみ合わせながら、過去2回北区内の関係する専門職種の連絡協議会等も開いているが、来年度からは、これは社協との委員会の中で詰めていきたいと思う。一般の区民の方も対象に説明会とか、あるいはイベントとかということを考えて普及させていきたい。さらには、2年後になるが、北区の社会福祉協議会の地域福祉活動計画の中にも落とし込んでいければ。少なくとも、赤羽、滝野川、王子3地区において、何らかの地域組織化をできるような形で、区民の皆さんにとって身近なところでそういう遺産相続とか、終活などについて対応できればと考えている。

○委員

先ほどに重複するかもしれないが、障害者の後見人に親がなる場合が多いが、親が高齢になって困っている。兄弟がいない人が多い。ここに市民貢献活動を推進しますと書いてあるが、どのように推進するのか、親の高齢化といった状況を考えた場合、ちょっとわかりにくいですが、どうか。

○委員長

事務局長、お願いします。

○委員

現在、社会福祉協議会で登録をしているわけではないが、活動されている方が4名いる。この方たちは東京都の養成研修を受けて、市民後見人の資格というわけではないが、やれ

るスキルは身につけていただいている。今後、市民後見を望まれる方もふえてくると思っているので、そういった方をどういうふうに人材として養成していくかというのを、社会福祉協議会としても、区と相談をしながら取り組んでいきたい。

○委員長

今のご質問は、事務局長の説明はもちろんそれで結構だが、成年後見するサービスの側の話だけではなくて、当事者の側から見たらどうなのかということである。現状を説明すると、施設に入所をしている人を対象に、特に特別養護老人ホームなどを対象に、そこへ社協の方が出かけて行って、ご相談を希望される方については、個別的なケースで説明会でどのように対応したらいいかという議論をしている。

問題は、在宅の方々ですね。そういった方々にどのようなフォローをしていくかということは、来年度以降の課題ということで考えているので、またその時にぜひ小宮委員にゲスト出演いただき、現状をご意見いただければと思う。

(4) 第5章～資料編

北区地域保健福祉計画素案の第5章から資料編について、健康福祉課長が説明を行い、以下の意見及び質問があった。

○委員長

地域保健福祉計画は区だけではなくて、社協、社会福祉法人、町会・自治会など、さらには事業者、学校等、言ってみれば公助、自助、互助、共助、私に言わせればベストミックスで、この北区において健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指そうという、言ってみれば推進機関の説明とそのネットワークと進行管理ということですね。

まさに、地域をどう組織化していくかということになる。日ごろご苦労されている民生委員、渋谷委員、あるいは町会・自治会の齋藤委員、ご意見はありませんか。

○委員

町会・自治会連合会の加入率が低下しているというのが一番問題ではないかと思っている。私たち町会・自治会では、いろんな見守り等やっているが、加入してない、特に高齢者、若者たちを巻き込むためには、どういった施策があるのかなといつも考えてしまうが、皆さんからお伺いしたい。

○委員長

事務局、どうですか。

○事務局（地域のきずなづくり担当副参事）

町会・自治会の加入率の悪化について、区でも取り組まないといけない重要な課題というふうに考えている。その中で、世帯数がふえていく一方で加入率が上がっていかないということだが、町会・自治会さんと意見の交換をさせていただいて、よりよい方法、特に集合住宅などの加入については、重点を置いているので、今後もいろいろと意見交換をしながら取り組んでいきたいと考えている。

## ○委員長

今手元におたがいさまネットワーク登録団体がわかるマップがある。北区は大変頑張っている。このデータを見ると、町会・自治会で地域活動をされている団体が63団体ある。それから、おたがいさまネットワークは平成28年12月いっぱい時点で、136ある。この136のおたがいさまネットワークは全くのボランティアによる地域活動をされているわけである。

でも、このマップを見ると、まだまだ空白のところもある。全体として事務局、どうか。5分の2くらいはまだ空白なのかなという感じがする。このあたりをもっとPRしたほうがよい。

## ○事務局（高齢福祉課長）

おたがいさまネットワークには、かなりたくさんの方の団体が参加していただいている。また、その中で補助を受けて活動していただいている団体もあるが、最近そういう補助金は要らない、自分たちで活動していく、もう自分たちで活動できるから補助金はいらぬというふうな団体も出てきており、それぞれの地域に合った活動をしていただいているのかなということで、補助を受けていることがいいこととも言い切れないかなと思っていて、必要な補助はさせていただくけれども、それぞれの自発的な活動を尊重していきたいというふうに思っている。

最近、講演会とともに、それぞれの団体の活動を報告していただく場を持ち、それぞれの団体なりの活動報告を聞かせていただいた。集合住宅であったり、戸建てが多い地域であったりと、地域性が違うので、それに合った活動をしていただいている。また、こちらは高齢者の見守りネットワークということになっているが、地域の中ではその活動をしなから、同時に小さい子どもさんや、小学生の登下校の見守りも一緒にやっているというような活動が見受けられて、やはり地域はその年齢に関係なく、その地域で活動していただいているんだなということを実感している。

## ○委員長

いずれにしても、さらにもちろんこの空白な地域もあるが、そういったところで区民の方が自分の地域でどのような活動をして、みんなが安全・安心な地域にするかというところでは、特にこの地域保健福祉計画の中では、健康、それから防災といったところを重点的にすれば、やはり自分も地域の中で知らん顔しているのではなくて、声かけをしながら、近所付き合いをして、だんだんこの地域活動支援ネットワークをつくっていかなくちゃいけないというような、モチベーションを、この地域福祉保健計画で見せるということが大事なかなと思っている。貴重なご意見を町会・自治会の連合会長さんからいただいたが、民生委員児童委員の渋谷委員、現状と課題と展望をお話いただけますか。

## ○委員

西が丘園とタイアップして、おたがいさまネットワークということで、連係している事例がある。協力員を募って見守っているのと、私どもは定期訪問ということで、何人かご

要望があれば訪問しているという形。ただ、今はヘルパーが行っているので、そちらよりももっと必要とする人がいるのではないかなというところで、疑問符がついている。ただ、ヘルパーさんだけでなく、いろんな人とかかわる意味では、私は今までかかわった高齢者の方は、訪問すると喜んでお話しするんですね。だから、そういう意味で何しろたくさん人に会って、人といっぱいおしゃべりしたというのが高齢者にはいいのかなと思って、それはそれでヘルパーさんだけに頼るんじゃなくて、役割があるが、実際はもっといるのではないかと思っている。

#### ○委員長

民協の場合も、なかなか手がいなくて固定化してしまっていて、定年を迎えると空白になってくるということで、だんだん地域共同体、昔ながらのものがどんどん薄くなっていく。新しいマンションのところでは、新住民が来て、一からコミュニティをつくらなくちゃいけないという課題もあるかと思うが、それは地域振興とのかかわりや、空き店舗の問題などもあるかと思うが、浅川委員、関連してコメントをいただきたい。まちづくり、商店の活性化、商店街等の連携の現況など。

#### ○委員

商店街についての現況を申し上げますと、どこでも空き店舗が少しずつふえてきているという現状がある。店をたたんだ後、それをまた違う人にでも提供して、店が開かれるようになるのと商店街としては、そんな閑散とした感じにはならないけれども、2階建てで下が店舗で上が住宅でと、出入り口も二つあるわけではないということになると、空き店舗になってしまうというふうなことをよく聞いている。それに対して、産業振興部門は、新たなお店を開くことを考えている方がいれば、予算に限りはあるけれども、審査をした上で家賃助成といったことをやっているもので、そういう事業を利用して新たに店を開く方が年に数件くらいはある。しかしながら、北区全域の中で年に数件のペースでは、とても間に合わないという現状はある。

建築課で、空き家の調査を実施し、これから放っておくと危ない空き家については一定の対策を法律に基づいて打っていかうとしている。空き家がどこにあるのかというのも把握はできていくと思うので、空き店舗だけではなくて、空き家も含めてまちの活性化につながるような施策を産業振興部門でも打っていかなくちゃいけないという話を、内部ではしている。

#### ○委員長

青少年の健全育成や、やはり子どもは国の宝、区の宝でもありますから、そういった面で加藤委員、現場での感想や、意見をいただきたい。

#### ○委員

現場で、地区委員会でこの福祉に関することで、特別事業化するものはない。ただ、我々がやるのは、例えば家族でファミリーバスハイクとか、あるいは地域で自治会連合運動会を地区委員会が主催するとか、あるいは区民まつりに地域の方にたくさん参加してい

ただとか、そういう機会を作っている。また、児童館とタイアップして児童館まつりの延長線上で私どもの地区ではハートまつりというのをやっているが、そのような事業や、勤労青少年スポーツ大会など、健康づくりを含めた形で、地域の人たちとふれ合う機会をつくっていくというのが我々の役目。

そういう中に、障害者などの参加というのは現状ほとんどない。私もいろんなことをさせていただいて、地域福祉というものをこういう機会で見させていただいたときに、やはり大事なのは区民の目線で、区民が利用しやすい形で施設とか、あるいは地域割とか、そういうものが必要なんだろうと思う。やはり、行政側というのは、どうしても自分のところの地区で切ってしまう、町会を単位として切るのでなく、例えば何丁目まではどここの施設へ行ってくださいとか、そういうようなもので、分断されてしまう地域が幾つかはざまである。そういうものをもう少し行政がやわらかく見ていく必要があるのかなというふうには感じる。例えば、私ども滝野川東地区だが、ここは西大原自治会、私は馬場自治会ですが、西大原自治会は滝野川一丁目と二丁目と三丁目に会員さんがいるものの、例えば三丁目の場合は、滝野川西地域包括センターのほうに入ってしまう。一方で一丁目と二丁目は飛鳥晴山苑地域包括支援センターのほうに入ってしまうというような、地域の中でばらばらになってしまうようなところがある、この辺をどちらに行ってもいいし、行きやすい方向で利用してくださいと。そのかわり、連携はそれぞれの包括センターのほうで取り合いますからというような目線というか、区民が使いやすいような形で地域福祉をやっていくべきではないかなと私は感じている。

それから、子ども食堂や学習支援といったことを、私どもの地域でもやっている。滝野川子ども食堂として月に2回やっている。その後、社協からのお話で学習支援も行うような形で、これはまた子ども食堂に来ている子どもたちが参加するのではなくて、全く別の形で学校のほうと相談したり、民生委員さんとか、そういう人たちとも相談をしながら子どもたちが来て、学習支援を受けているというような形だけれど、そういう場の提供というのが地域では必要ではないかなというふうに思っている。だから、青少年の健全育成というのは、やはりあくまで平等の形で子どもたちがスポーツにかかわることだとか、あるいはレクリエーションに参加するとかというもので、住みやすい地域、安心して暮らせる地域、もちろん町会長がやっているの、見守り活動を週に2回、水曜日と日曜日にPRという形で、平日の場合は大体4時、5時、子どもが帰ってくる時間帯、そして日曜日は子どもたちが学校に来ないためその人たちが回りやすい時間帯で結構ですと、そういうような形で安全・安心を図るということで、広報活動をやっている。そのような形で、子どもたちが安心して暮らせる、それがこの地域に住んでいてよかったなというふうになってもらえる、そしてその子どもたちがいずれ大きくなったときに、それぞれ別の地域に別れていくかもしれないが、その子どもたちが自分たちが育った環境がこうだったので、自分たちも地域に貢献したいというような方向性ができれば、青少年の健全育成にはなるかなというふうに考えている。

## ○委員長

法律とか、条例とかいろいろ縛りがあるので、区のほうも苦勞しているかと思うが、目標としては、どのように区内を上手に区民の立場、また区の考えの中で区割りをしていく

かと、どういう地域活動の拠点を、どこに、どのように整備していくかということは、区の応急措置だけじゃなくて、区民の皆さんの有志の方の自宅の提供とかということも、お互いに合意形成をしながら組織化していくということが大事。ぜひ、この中にも落とし込んでいければと思っている。

地域振興部長の田草川委員、あるいは保健所長の石原委員、お話しいただきたい。

## ○委員

大きく学校の立場から申し上げると、担うべき責任と言うと、やはり次世代を担う子どもたちの育成というのが一番重要で、その部分の体力づくり、健康づくり、そしてまた意識啓発、そして最終的には地域を担う子どもとして、世界も含めてですけれども、育成するというのがあがるが、もっと直接的なところで、やはり地域の方々の活動の場の提供というのが、一番大きいと思う。

また、もう一つが地域の方々の活躍の場の提供といえますか、そういった中で、特に先ほどの加藤委員のお話にあったとおり、健全育成に関しては、学校がやはりかなりの部分を担うので、地域と一体となって、現在も進めているところ。そういう意味では、80ページにある、ここの学校の記述は非常に簡潔だが、かなりの部分要素が詰まっているものとは思っている。できれば、もう少し見えやすく具体的な施策等をもし書き込みができれば別の場所に、その辺のところをもうちょっとこちらとしても考えていかないといけないかなというふうに思っている。

あと、私どもの所管では、博物館、それから図書館、文化センターといったものもある。こういったところもかつての場所から、今現在特に高齢者がふえているところでは、やはりそういった方々の活躍の場でもあり、また生涯学習の場でもあるといったところも、もうちょっと強調した形で、なんらかの落とし込みができればなというふうに感じているところ。

## ○委員

4ページに図があるが、この計画は各個別の計画に横串を刺すような、委員長もおっしゃっていましたが、そして地域をいかに組織化して取り組んでいくかということを示す計画であるということで、もうちょっとそこら辺が見えるような形にまとめる工夫が必要かなと感じた。計画ができれば、それを区民の方にも見ていただいて、そして北区が目指しているのはこういう方向なんだというところをつかんでいただくことが重要だと思うので、見て、それが伝わるような見せ方も工夫が必要かなと思う。

保健所のほうでは、40ページ、41ページのところで説明があったが、施策の一番下にある、健康危機管理ということで、項目立てをさせていただいて、こういう形でまとめたのはこの計画が初めてである。第4章の中での記載は、細かな事業名という形ではまとめていないので、そこら辺も全体でトーンを合わせる必要があるのかなというところ。また、実施地区ということで3地区が書いてあるが、これを見ると全部丸がついている、3地区全てに。それで丸が欠けているところが2点、69ページの介護予防拠点施設事業と、74ページの一番上のコミュニティソーシャルワーカーの配置と、この二つだけなので。介護予防拠点に関しては、王子地区では今検討中である、現状として、王子地区に拠点が

ないというところで、じゃあ計画として目指すところはどこなのかなど、丸のあり、なしというのが現状29年の実施状況ということであれば、これだけスペースを取っている割にはあまり記載した効果がないのかなと感じた。厚い計画になるとなかなか手に取る方も少なくなるかと思うので、事務局に工夫をお願いしたい。

#### ○委員長

本当は私も気持ちとしては、この3地区じゃなくて、あんしんセンターの中学校区で実施できているかできないか、実施している場合も何割なのかというところは、本当は入れるといいかと思ったが、なかなか事務局と積み切れない、あとは担当部署も大変な作業になるということで、ちょっと・・・になっている。今のご意見をいただいて、再度事務局と検討したいと思う。

それから、81ページの計画の進行管理について、ここは従来と同じだが、進行というのは要するにこの計画を、これは基本計画だから、これを実施計画、年次計画で実施計画を立てて、予算をつけてゴーサインということになるわけですね。だから、進行管理は分けると、例えば進行委員会とか実行委員会とか実施委員会と、管理は管理する、評価するということになる。だから、そういう意味では、全部これ各担当課内で行うことになっているが、これだと担当課のお手盛りで甘い評価になってしまうのかなという気がする。区民の目線が大事。区民から見るとどうなのかなというのができるような形がいいのかなと思うが、例えばほかの一部の自治体では、評価委員会とか進行管理委員会ということで、区の方と策定委員の3分の1から半分くらい入っていただいて、それからその他施設とか病院とか事業所、あるいは区民の皆さんということで、第三者の目を入れている。つまり、内部評価だけではなくて、外部評価も入れていくというように、もう少し進行管理を考えていただくといい。

それと同時に、それを踏まえて組織図を描く。ということになると、この計画は計画のための計画ではなくて、実行させていくための計画であり、区民もかかわらなくてはいけないということが分かると思う。事務局とまた相談したい。

ということで、まだもう一回策定委員会が来年の2月にあるので、それから資料編のほうで特にご注文等いただければと思うが、83ページに資料の内容ということで、7に事業一覧とあるが、これはさきほどの見開きの施策の体系があるので、それにかわるから要らないのかなと思うが、いずれにしても4のところパブリックコメントの内容を入れる。また、過日行ったワークショップの報告を91ページに入れるということになっているので、今の計画よりはさらに見える化になっているし、区民の皆さんに親しみがあるのかなと思うが、よろしいですか。もう一回あるから、事務局と丁々発止でやらせてもらう。

また、皆さんからご意見があれば、ぜひ事務局のほうにファクスなりメールなりでいただきたい。

#### ○委員

先ほど、冒頭のところでお尋ねした2ページ目の社会福祉法の改正されている条文について、一番下の107条の1項の5号が抜けているという話をさせていただいた。ここは何かというと、この前の106条の3の第1項1、2、3号を踏まえた計画を策定しな



いというふうになっている。この2号のところは、全く新しい何か厚生労働省の提案とい  
いますか、考え方になっている方と思うんですけども、これに対応するような事業計画  
というのは、この中にこれから盛り込まれていくのかどうかをお聞きしたいのですけれど  
も。

○委員長

事務局、どうですか。

○事務局（健康福祉課長）

第2項、地域住民等が自ら・・・で始まる項でよいか。

○委員

そのとおり。自らというところなので、これは今まで全くない。いろんな関係機関で対  
応しましょうというのは、もちろんなっているが、住民自らがというのは、今回新しく生  
まれた厚生労働省の考え方だと思う。今後、これを踏まえた計画になっていくというふう  
に理解してよいか。

○事務局（健康福祉課長）

先ほども申し上げたが、この地域福祉保健福祉計画は国や都の考え方というか、改定の  
ポイント等も示されている。当然そういった点を踏まえて計画策定には取り組んでいるの  
で、この2号のところに特化して内部で議論はしていないが、当然ここに書いてある方向  
性に沿って検討はしているし、また今後もその方向で策定していくつもりである。

### 3 計画策定スケジュールについて

○事務局（健康福祉課長）

今月28日に北区議会健康福祉委員会において、本日の素案を発表しご意見をいただく  
予定。その後、12月、素案に対するパブリックコメントを実施する予定。北区ニュース  
の12月1日号に募集の記事を掲載する。また、最後の策定委員会を1月30日の午後に  
予定している。

○委員長

八木副委員長に締め言葉をいただきたい。

○委員

10年の地域保健福祉計画というと、今現在のことしかイメージがわからないが、今の自  
分の年齢プラス10歳のときに、この計画の事業が果たしてマッチングしているのか、先  
を見越したイメージで考えていかなければいけないのではないかと思った。

あと、地域保健福祉計画の最初の趣旨で、「地域住民が自ら主体的に地域とかかわり」  
という文言が入っている。いろんな自治体のこういう福祉計画を見る限り、やはり行政主  
導のという形にはなるかもしれないが、地域を組織するというような考え方よりは、行政

も福祉の専門職も事業所も含めて、地域に巻き込まれながらいい保健福祉計画というものを策定していく必要があるなどというふうに思っている。地域のほうにかかわりますかというデータが16、17ページにあったが、全く区政の参加状況もないとか、あとは地域活動も参加したことがないというデータもある中で、それをいかにもう少し興味を持っていただくためには、どういうアプローチを仕掛けていかなければいけないかというところを、真摯に考えていく必要がある。まだ時間があり、パブリックコメントもあるそうなので、そこら辺も踏まえて、いいものにしていけたらいいなというふうに思う。

○委員長

栗原委員、お言葉をいただければ。

○委員

私どもの子どもの関係についても、子ども・子育て支援計画以外にも貧困対策ということが入ってきて、ただ私ども世代だけではなくて、やっぱり多世代という視点を入れていただいたので、そこら辺のところも関連した動きというのも出てくるでしょうから、大変大事な計画だと思っている。皆様方のご意見を受けとめながら、今後も進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

事務局どうぞ。

○事務局（健康福祉課長）

2点ございます。1点目は、本日委員にお示しした素案について、もし言い足りない、ご意見等がございましたら、来週中くらいまでに事務局のほうにご意見をいただきたい。

2点目は、素案が既にごらんとおり100ページ近いページ数になっており、資料編まで加えますと相当なボリュームになる可能性がある。また、委員長からもう少し写真やイラストをいれたらどうかというようなご要望もいただいているので、さらにページ数がふえることも考えられる。そこで、少し事務局のほうで文章や内容を精査させていただいて、省略できる部分は少しコンパクトにする部分もあると考えているので、ご了承いただきたい。

○委員長

あと1回、来年1月にありますので、もう一息頑張っていたいただければと思います。ありがとうございました。